

令和3年 第4回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和3年4月13日					
3. 開催通知の期日	令和3年4月13日					
4. 招集期日	令和3年4月28日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 議場					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	11	北原元明	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	湯本智明	出	13	小池俊治	出
	4	山本武彦	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	出	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
10	藤浦忠広	出				
10. 事務局出欠席	事務局長		鈴木隆夫		出	
	係 長		青木重喜		出	
	書 記		酒井義之		出	
	書 記		梨本祥子		欠	
	書 記		石川政志		出	

11. 報告事項

- 報告第 9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第11号 農地法施行規則第29条第1号に関する届出について  
 報告第12号 農地法施行規則第53条による届出について

12. 提出議案

- 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第 9号 農用地利用集積計画の承認について

### 13. その他

- (1) 農業委員会名簿について
  - (2) 農業委員会役職一覧について
  - (3) 農業委員会報酬について
- 当面の日程について

#### <開会>

会長代理 よろしくお願ひいたします。

#### <招集者挨拶>

会 長 大変お忙しい中、顔ぶれを見ますと全員出席ということで大変喜ばしいことと思ひます。

ちょっと連絡会議が長引きまして、ちょっと遅れたわけですがけれども、申し訳ございませんでした。

先日、4月15日の日に町長のほうから任命式と私のほうから推進委員さんの委嘱状ということでお渡ししたわけですがけれども、今年度この19名で農業委員活動をまたこれから3年間続けるわけですがけれども、皆さんの協力をいただきまして、山ノ内町の農業がまた発展するように協力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、事務局の方もまた協力のほどよろしくお願ひいたします。

簡単ですがけれども、挨拶に代えさせていただきます。

会長代理 ありがとうございます。

それでは、議事に移ります。

会長の進行でよろしくお願ひいたします。

#### <議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任ということで、本日は、

3番 湯本智明 委員

4番 山本武彦 委員

よろしくお願ひいたします。

#### <議事>

議 長 それでは、5番、議事に入らせていただきます。

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてということで、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局 お手元にごございます冊子になっている資料のほう、1ページご覧ください。報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月3件です。本件は相続の届出になります。

1件目ですが、農地所有者、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇ほか9筆、現況地目、畑、現況面積、合計で7,867平米、あっせんの希望はありません。

あっせんですが、農業委員会に対しまして、相続された農地の売買及び賃貸等につ

いてのあっせん希望のありなしということになります。

2件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか3筆、現況地目、畑、合計面積5,041平米、あっせん希望はありません。

3件目ですが、農地所有者は〇〇の〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか12筆、現況地目は畑で、合計面積が1万3,675平米、あっせん希望はありません。

以上、3件報告します。

議長 この報告事項について、質問ありましたらお願いします。

湯本(智)委員 3番目の〇〇さんなんですけれども、〇〇じゃなくて〇〇で訂正をお願いしてもらいたいと思います。住所が〇〇になっています、〇〇でお願いします。

議長 地区のところでもいいんですね。

湯本(智)委員 はい。

議長 何かほかに質問ありますか。(なし)

ないようでしたら、次に移ります。

(2)報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 続いて説明します。2ページのほうをお願いします。報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月2件です。本件は貸借の解約の届けとなります。

1件目ですが、所在地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で、面積が997平米、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ貸借するためとなっております。

2件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積が1,441平米、賃貸人が〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由は第三者へ貸借するためとなっております。

以上、2件報告します。

議長 この報告事項について質問ありましたらお願いします。(なし)

ないようでしたら、次へ移ります。

(3)報告第11号 農地法施行規則第29条第1号に関する届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料3ページをお願いします。報告第11号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、こちら転用者本人が所有する農地を農業以外の目的で利用するため、登記を農地からそれ以外のものに転用するもので、地方公共団体による公共工事や2アール未満の農業用施設の建築については許可不要で報告のみになります。今月はその案件について2件の届出があります。

1件目の農地の所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇の計6筆、地目は台帳、現況ともに田んぼ、面積は合計で300平米、農地区分は1種農地に該当し、町道

の拡幅工事を行うものでございます。申請人ですが〇〇〇〇で、町道よませ保育園線道路改良事業として道路の拡幅工事を行います。

参考資料を 21 ページから 26 ページにつけてございます。21 ページは位置図となっております。22 ページは修正図、23 から 25 ページは登記簿謄本の写し、26 ページに事業の平面図となっております。

場所ですけれども、21 ページ、すみません、お戻りください。お願いします。

町道湯田中夜間瀬線とよませ保育園線の交わる十字路から、J A 志賀高原集出荷センターのほうに 90 メートルほど進んだ場所でございます。

資料 3 ページにお戻りください。

2 件目の農地の所在地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は 282 平米、農地区分は 3 種農地に該当しまして、こちらに農業用物置、床面積 46.92 平米の建築、申請人ですが、〇〇〇の〇〇〇〇、事業の詳細は農業用倉庫を増築し、農作業の効率化を図るということでございます。

参考資料を 27 ページから 31 ページにつけてございます。27 ページは位置図となっております。28 ページは公図の写し、29 ページは登記簿謄本、30 と 31 ページは事業の概要図です。

場所ですけれども、資料 27 ページお戻りください。

本郷区民会館から国道 403 号線を中野方面へ約 90 メートル進んだ国道沿いに位置します。

以上、報告します。

議 長 この報告事項について質問ありましたらお願いします。(なし)  
ないようでしたら、次へ移ります。

(4) 報告第 12 号 農地法施行規則第 53 条による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、続きまして資料の 4 ページをお願いします。報告第 12 号 農地法施行規則第 53 条による届出について、こちらは公共事業等による転用の届出案件となります。今月 1 件です。

農地の所在地ですが大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、地目は登記、現況ともに畑で、面積が 151 平米、3 種農地に該当しまして、こちらに無線基地局の建築を行うものでございます。申請人ですが、土地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、事業実行者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、事由の詳細ですが、楽天モバイル携帯電話無線基地局を新設するためでございます。

参考資料を 32 ページから 36 ページにつけてございます。32 ページは位置図となっております。33 ページは公図の写し、34 ページは登記簿謄本の写し、35 から 36 ページは事業の概要図となっております。

場所ですけれども、32 ページの位置図をお願いいたします。夜間瀬のけやき児童公園から道路沿いに西側に進んですぐの農地でございます。

以上、報告します。

議 長 この報告事項について質問ありましたらお願いします。(なし)  
ないようでしたら、次に移ります。

(5) 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料 5 ページをお願いします。議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に

ついて、今月2件です。本件は農地を農地として売買、貸借するものとなっております。

1件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに2,954平米、家族総数7、稼働人員が2人となっております。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積が1,331平米、家族総数が5人、稼働人員が3人です。申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で、177平米です。契約内容は贈与で、価格は無償となります。理由ですが、渡人につきましては労働力不足のため経営規模縮小、受人につきましては野菜の栽培で経営規模の拡大となっております。位置図を37ページ、公図を38ページに載せさせていただいておりますが、場所につきましては、受人の〇〇〇〇さんの自宅に隣接する農地となっております。5ページに戻りまして、2件目となりますが、申請人、貸人が〇〇の〇〇〇〇、所有面積4,261平米、耕作面積2,820平米、家族総数1、稼働人員がゼロです。借人につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ平米となります。家族総数2人、稼働人員が2人です。申請地につきましては、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目畑で面積が1,441平米です。契約内容は賃貸借で賃料は10アール当たり1万4,000円となります。理由ですけれども、貸人につきましては高齢のため規模縮小、借人につきましては花卉の栽培で新規就農となります。位置図を39ページ、公図を40ページに載せておりますけれども、場所につきましては、長野電鉄夜間瀬駅から北の線路沿いにある農地となっております。

以上、2件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくお祈いします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、補足説明をお願いいたします。  
1番の件について、佐藤委員お願いいたします。

佐藤委員 先日、現地確認しまして、受人のお母さんという方とお話ししましたところ、しっかり畑、現状はもう作ってあるんです。それでしっかり畑を維持されておられるという現状です。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
では、この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。  
賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
それでは、2番の案件について、補足説明を藤浦委員お願いいたします。

藤浦委員 報告の第10号の2番と関係する案件ですけれども、貸人の〇〇さんはもうご高齢でできないということで、〇〇〇さんに貸していたんですが、今回〇〇〇さんから〇〇さんに畑を移して、今度は〇〇さんが栽培するという案件でございます。〇〇さん、新規就農ということで、これ旦那さんの名前で申請いただいておりますが、旦那さんももちろんやるんですけれども、奥さんがメインとなってやるということで聞いています。非常にやる気を持って、お花を栽培するための小屋ですとか、軽トラ買ったりとか、もうやる気でいらっしゃいますので問題ございませんので、よろしくお祈いします。





となります。

17件目ですが、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で5, 461平米、利用権の種類は使用貸借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は無償となりまして、新規設定となります。

18件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇、いずれも畑で2筆合計面積が1, 700平米です。利用権の種類は賃借権で、6年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で2万5, 000円の新規設定となります。

19件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地が大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で2, 388平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万2, 000円の再設定となります。

20件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で1, 241平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は全体で6, 000円の再設定となります。

21件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地が大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で950平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万1, 800円の新規設定となります。

22件目ですけれども、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、同じく字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、同じく字赤〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、いずれも畑で3筆合計面積が4, 138平米となります。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でいずれもリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

最後、23件目ですけれども、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で3, 099平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万円の再設定となります。

以上、売買が2件、利用権23件につきまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 それでは、1番の案件について補足説明、山本武彦委員、お願いいたします。

山本(武)委員 再設定ということで、農地を確認して……

議長 すみません、所有権移転農地集計表のほうで、〇〇〇〇さんのほうの関係で、湯本貴文委員、こっこのほうでお願いいたします。すみません。

湯本(貴)委員 12番の案件ですよね。

議長 9ページの関係です。

湯本(貴)委員 これは公社を介しての売買ですので全く問題なく、〇〇〇〇さんのほうは一生懸命やっておりますので問題ないと思います。  
2番目の〇〇さんのほうも。



議 長 そうですね、引き続き、じゃお願いいたします。

湯本（貴）委員 その下、〇〇さん、この方、〇〇からこちらの夜間瀬のほうに来てやっております。広くやっておられますし、トラブルも今まで聞いたことがありませんので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。

では、1番の案件のほうから質問をお受けします。質問ある方、挙手願います。（なし）

ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）

全員賛成で可決いたします。

1番の湯本幸作委員、否決のときは挙手のほうは農業委員のみでよろしく願います。

続いて、2番の案件について質問をお受けします。質問がある方、挙手願います。（なし）

ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成ということで可決いたします。

続きまして、1番の案件について、補足説明をお願いいたします。山本武彦委員、お願いします。

山本（武）委員 再設定ということで問題ございません。

議 長 この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。（なし）

ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）

全員賛成ということで可決いたします。

2番の案件について、湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本（幸）委員 〇〇〇〇さんは業務拡張ということでやられて、大変な優秀な方で頑張っていきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願いいたします。（なし）

ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）

全員賛成として可決いたします。

それでは、3番の案件について補足説明、北原委員、お願いいたします。

北原委員 設定する者、〇〇さんなんですけれども、高齢でなかなか農業ができないというようなことで、息子夫婦もいらっしゃるんですけれども、勤め人であるというようなことから、人を探していたところ、受ける者の〇〇さん、認定農業者ということで、〇〇さん、おふくろさんと一緒に幅広く農業のほうをやられているということで、再設定ということで、今現在大変丁寧な管理をされておりますので、問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。（なし）

ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）

全員賛成で可決いたします。

4番の案件について、北原委員、お願いいたします。

北原委員 設定を受ける者、〇〇〇〇さんですが高齢なんですけれども、一生懸命長野から通って管理をされていましたが、ちょっとこここのところ非常に難しくなってきたということで、管理をしてくれる人を探していたところ、受ける者、〇〇〇〇さん、親戚になるんですが、そちらのほうで引き取らせていただきたいということで、〇〇さんはまだ若くていらっしゃるし、お父さんが一緒に農業やっておりますので、これも適正な管理をされるものと思いますので、特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
全員賛成で可決いたします。  
5番の案件ですけれども、私が補足説明させていただきます。  
〇〇〇〇さんは数年前に会社を定年退職されまして、家のほうで農家を少々、面積的には少ないんですけれどもやっております、〇〇〇〇さんなんですけれども、住まいが愛知県のほうにありまして、畑のほうは生まれの佐野にあるんですけれども、自分では耕作できないということで、数年前から作ってはいたんですけれども、ここで正式に借り入れるということで決めたそうです。〇〇さんのほうもまだまだやる気満々でありますので大丈夫だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
全員賛成で可決いたします。  
6番の案件について、白鳥委員お願いいたします。

白鳥委員 6番の〇〇〇〇さんですが、皆様よくご承知のとおり、今、除斥をされました〇〇〇さんの息子さんでございまして、親子で一生懸命農業をしております。次代を担う青年というふうに私はお見受けしております。再設定でございますので、問題がないと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
全員賛成で可決いたします。  
7番の案件に移ります。湯本智明委員、お願いいたします。

湯本(智)委員 〇〇さんのほうは高齢で今、畑のほうを減らしているところであります。また、この畑ですけれども、〇〇さんの隣の畑で十分管理されていますし、また再設定でもありますので、間違いはないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
全員賛成で可決いたします。  
8番の案件、湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本（幸）委員 ○○○○さんなんですけれども、自分の今、作っている畑がとにかく木がもう老木になっていてとても駄目だと、そんなところを○○○○○さんの畑が見つかり、やるということなので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。（なし）  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）  
全員賛成で可決いたします。  
9番の案件で上原代理、お願いいたします。

上原委員 ○○○○さんなんですけど、お勤めということで、お父さんも高齢で畑を貸しているということと、○○○○君ですがまだ若くて十分やっていけることと、また再設定ということなので、適正に管理されておりますので、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。（なし）  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
10番の案件、望月委員、お願いいたします。

望月委員 ○○○○○さんは以前から人手が足りなくて、耕作してくれる方を探しておられました。○○○○さんは3年前に新規就農されて、上條地区内の現地を借受けてリンゴの栽培を始めて、順調に営農をされております。再設定であり問題はないと判断しますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。（なし）  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）  
全員賛成で可決いたします。  
11番、上原代理、お願いいたします。

上原委員 新しい委員さんもおられるんですけども、○○○○○○○○さんなんですけど、湯田中と穂波温泉、穂波温泉は○○○○○さん、湯田中で○○○○○○○○さんと○○○さんと○○○○○○○さんの4件の旅館の方が会社を設立され、農業分野にも、とにかく今はリンゴ栽培ということで、地域の菅、寒沢というところでやりたいという去年からそういうお話がありまして、○○○○君なんですけど、まだ大学生ということなんですけど、おじいさんとお嫁さんの○○君のお母さんと農業をやられていたんですけど、昨年、○○○さんが亡くなられて、もう1年、去年作られたんですけど、もう耕作はしないということで、会社を探していたところ、ちょうどうまくマッチングができたというか、できました。  
○○○○○○○○さんなんですけど、去年からコロナ禍ということで、従業員の方も4件の方でうまく回せていくように栽培をするという話で、最初は不安だったんですけど、○○○○○さんの息子さんが22歳かな、大学卒業されて、ここで農業をやるということで、剪定作業から今は消毒の作業も、そしてまたリンゴ部会のほうにも入られて、地域と密着して頑張っていきたいということで、話がまとまりました。当初、不安もあったんですけど、すごいやる気のある若手が一生懸命頑張っていて

おりますので、問題ないかと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願ひます。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
1 2 番の案件、湯本貴文委員、お願ひいたします。

湯本(貴)委員 ○○○○さんと○○さんのご契約なんですが、1年の契約ですので毎年毎年更新ということでやっております。問題もなく、普通にやっておりますので問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願ひします。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
1 3 番、藤浦委員、お願ひいたします。

藤浦委員 設定をする○○○○○さんなんですが、昨年旦那さんが亡くなってしまつて、自分はもう農業できないということで、畑の借手を探していたんですが、○○○さんがこの今回の案件のすぐそばで農業をやられているということで、○○○さんのほうに借りてくれないかということで、話がまとまったものでございます。  
○○○さんは若手の今後の数少ない農家ということで、頑張つていらっしゃると思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願ひいたします。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
1 4 番、齊藤委員、お願ひいたします。

齊藤委員 ○○さんが行くことになりましたが、○○さんという方は報告10号の1番の○○○さんに貸していたんですが、ちょっとできないということで、○○さんが困つていたところ、○○さんが隣で耕作されているようで、じゃここもお願ひして引き継ぐという形になって、○○さん自体はもう息子さんはお勤めで、おばあちゃんが仕事しているだけで、だんだん高齢化でできなくなったもので、○○さんにお願ひしたということです。問題ないと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願ひします。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
藤浦委員、可決になりました。  
1 5 番の案件を望月委員、お願ひいたします。

望月委員 ○○○○さんは昨年自ら就農されて、米作りをしようとして農地を入手されましたが、農機具の手配がつかないなどの事情があり、今年作付できず、作り手があればお願

いしたいとのことでした。場所は須賀川の明神の圃場整備をした田と畑3筆です。〇〇〇〇さんは中野市在住でシャクヤクの栽培のほか、中野市内と出荷をずらすために須賀川でもシャクヤクを作っておられます。また、須賀川の土や気候で本当にいい野菜ができるので、ネギを栽培したいと思い畑を探しておられました。3筆のうちの1筆を〇〇さんがお借りしたいということです。とてもやる気のある方なので間違いないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
16番の案件を望月委員、お願いいたします。

望月委員 同じく田と畑3筆のうちの2筆を〇〇〇〇さんにお貸しして、〇〇さんが〇〇さんの事情をお聞きして耕作できないのであれば、引き受けて作られるということです。〇〇〇〇さんは雪白舞にも研究熱心であり、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
17番の案件、藤浦委員、お願いいたします。

藤浦委員 この案件、実は先月、先月の3月にも係った案件なんですけれども、この〇さんと〇〇さんは立ち上げた農業法人の同じ構成員でありまして、〇さんが去年農地を取得して新規就農されたわけなんですけれども、その自分で買った農地を法人の同じ構成員である〇〇君に先月出てきたときは権利の種類が使用貸借でなくて、賃借権、賃貸借で出てきたんですけれども、同じ法人内なのに貸し借り、それを成立してしまうと流動化の補助金が出るということも、ちょっとおかしいんじゃないかという意見が出まして保留となりました。今回、使用貸借ということで、補助金のことは補助金出ないということでクリアしていますので、なぜこういうことを同じ法人内でやるかといえば、〇君は今回桃の栽培で設定するんですけれども、桃の栽培の経験ないということで、桃の栽培の経験者である〇〇さんに責任持ってこの畑をやってもらいたいという意味合いで設定するというのでございます。問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。北原委員。

北原委員 この件については、先月も今、藤浦さんのほうからお話しされたことがあったんですが、その前も設定する農地が管理されていないとか、もろもろ経過があると思うんですけれども、その辺、事務局のほうちょっと教えてもらってもよろしいですか。

議 長 事務局で対応できる方。

事務局 分かる範囲でこちらの把握している部分をお伝えしたいと思います。〇さん、昨

年度〇〇の農地を競売にかかる前の案件なのですが、これを一括して建物と一緒に取得されたということがございます。いきなり大きな農地を取得した関係で、使っていなかった農地もひっくるめて取得されたわけなんですけれども、当初は自分で開墾、また農地を、遊休農地を復活させてやろうということで意気込んでやられていたところなんです、非常にちょっと経費がかかって、全部が手が回らないというような状況があったようで、なかなか進んでいかなかったというのが実情であったかと思います。今年度従業員等を入れて大分農地のほう進めて活用していくというお話も受けているので、今年度以降ちょっとまた様子を見たいかなという考えでは事務局としてはおりますけれども、一応そんな状況を今のところ把握している部分でございます。

議 長 北原委員。

北原委員 ありがとうございます。ついでに、仕事の法人等の絡みから補助金の有無というのは、今回は問題なくなるということでよろしいですか。  
昨年のやつの傾向を見ながら、今回の場所も気を使って指導していただくことをお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 またその辺、藤浦委員、また次回見ておいて、またお願いしたいと思います。

藤浦委員 齊藤委員と。

議 長 よろしくお願ひいたします。  
この案件について質問、まだある方は。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
18番、湯本貴文委員、お願ひいたします。

湯本(貴)委員 貸主先の〇〇〇〇さんなのですが、今まで両親と一生懸命やっておられたんですが、両親の高齢が進んじゃうし、自分一人ではこの面積はこなせないということであって、〇〇さんのほうにお願いして、〇〇さんのほうが引き受けて始めるということでありまして。2人とも地元でも温厚ないい方ですので、真剣にやっておりますので問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願ひます。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
19番、齊藤委員、お願ひいたします。

齊藤委員 これは再ということ、実際に家のそばで、渡人のそばで仕事をしているところを見ているんですが、とても優秀な方でいいリングを作っている方で問題ないと思ひます。また、貸せるほうも一切、土地はあるんだけど、皆さんにお貸しして、農業をやる気がないので、問題ないと思ひます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願ひます。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
20番の案件を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 この案件も再ということで、問題ないと思います。特に〇〇さんのほうはもうご高齢で何もできないもので、〇〇〇〇さんが一生懸命作って、プラムを作っておられます。以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
21番の案件、上原代理、お願いいたします。

上原委員 この案件の農地なんですけど、今まで長年借りておられた方が返されたんですが、この畑に入るところ、車が入れる道がないということなので、ほかに借手がないということで、その隣で耕作されている〇〇〇〇君なんですけど、そういうことならということで借りるということに話がまとまりました。〇〇君も認定農業者であり、また畑で一生懸命やっている方なので、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
22番の案件ですけれども、上原代理、お願いいたします。

上原委員 貸手の〇〇〇〇さんなんですけど、先ほどにもありましたけれども、勤め人ということで、以前からもうこの畑を貸しており、借手の〇〇〇〇さんはご夫婦で畑をやられているんですが、10年ここで期間が過ぎて返そうかと思ったんですが、まだ〇〇〇〇君のほうはまだお勤めに行っているから農家はできないのと、お父さんが高齢で、お母さんが亡くなられてしまって、返されても困るということなので、自分たちも、〇〇〇〇さん夫婦もじゃ5年また借りますということでまとまった話です。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
最後の案件になります。23番、北原委員、お願いいたします。

北原委員 設定をする方、〇〇さんなんですけど、もともと戸狩の出身で、中野市へお嫁さんになりました。その後、相続で戸狩の土地を相続したんですが、なかなかちょっと管理できないということで、管理をしていただける方を探していたところ、〇〇〇〇さんが退職された後に一念発起してブドウに真剣に取り組みたいというようなことになりまして、そんなことから〇〇さんの土地である今回再設定ですけれども、もともと丁寧に管理されていらっしゃいますので、問題ないと思いますので、よろ

しくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙  
手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。  
議事につきましては、以上をもちまして終了といたします。

<その他> (1) 農業委員会名簿について  
(2) 農業委員会役職一覧について  
(3) 農業委員会報酬について  
当面の日程について

会長代理 ありがとうございました。  
以上をもちまして、令和3年第4回山ノ内町農業委員会定例総会を終了いたします。  
ありがとうございました。

閉会 午後5時15分